

うるま市水道事業給水条例施行規程

平成17年4月1日  
水道事業規程第26号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置工事（第3条—第15条）
- 第3章 給水（第16条—第19条）
- 第4章 料金（第20条—第27条）
- 第5章 貯水槽水道（第28条）
- 第6章 補則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、うるま市水道事業給水条例（平成17年うるま市条例第157号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の構成及び附属用具）

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 条例第4条第2号に規定する共用給水装置とは、1つの給水栓を2世帯以上で使用する場合をいう。ただし、1個の水道メーターを2世帯以上で水道水を計量する場合は、これを連合専用給水装置という。

第2章 給水装置工事

（給水装置の新設等の申込み）

第3条 条例第5条の規定により工事の新設等をしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、配水管又は他の給水管から水道メーターまでの間又は水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定める間を給水装置工事及び給水申込書により事前に承認を受けるものとする。

（開発行為等の事前協議）

第4条 条例第2条の給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法、費

用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

(分岐引用による給水装置所有者の承認)

第5条 他人の給水装置から分岐引用しようとする者(以下「分岐引用者」という。)

は、給水装置所有者又は条例第12条に規定する代理人の承諾を得るものとする。

2 給水装置の設置又は管理に関し、給水装置所有者又は利害関係人その他の者から異義があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

(分岐引用者への通知)

第6条 分岐引用させてある給水装置所有者が給水装置の撤去又は分岐引用者が給水不能となる施設変更をしようとするときは、あらかじめ分岐引用者に通知しなければならない。

2 分岐引用者は、前項の通知を受けたときは30日以内にその設備を改造するか、又は給水装置取得の手続をしないときは、水道使用を廃止したものとする。

(配水管の布設なき箇所における給水装置の申込みの拒否)

第7条 管理者は、配水管の布設なき箇所において給水装置新設の申込みがあった場合には、これを拒否することができる。ただし、工事申込者が当該管布設に係る費用を負担するときは、この限りでない。

(給水装置工事の施工範囲)

第8条 条例第7条により施工することができる給水装置の工事は、水道メーターを除き、分岐点以下とする。

(給水装置工事の設計及び検査等)

第9条 条例第7条第2項の規定による設計審査を受けようとする場合は、別に定める給水装置工事及び給水申込書により申込みのものとする。

2 給水装置工事がしゅん工した場合は、速やかに給水装置工事検査申請書を提出し、工事検査を受けなければならない。

3 前項に規定する給水装置工事がしゅん工し、工事検査に合格するまでの間の使用に係る料金は、条例第21条の表臨時給水栓の項に規定する料金とする。

4 管理者は、第2項に規定する工事検査に合格した後に、給水装置工事及び給水申込書の申請内容を現況に照らして使用用途を変更するものとする。

(加入金の徴収方法)

第10条 条例第26条の2の規定による加入金については、計画使用水量の算出及びそれに伴うメーターの口径や設計について、工事申込者等との調整に時間を要する等の理由で申込みの際の加入金の確定が困難な場合には、加入金額を管理者が別に定めるものとし、工事申込者は期限までにうるま市水道部営業課にて納付しなければならない。

(手数料の徴収方法)

第11条 条例第27条の規定による特別な理由については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 条例第27条第1項第1号から第4号については、過去5年間に条例第37条第1項各号の規定による処分を受けたことがなく、かつ、条例第27条第1項各号の手数料について滞納又は徴収方法が決定した後に手数料を納付しないまま申請の取下げをしたことがなく、納付しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (2) 条例第27条第1項第3号及び第4号については、前号の規定によるもののほか郵送により申込みした場合
- (3) 条例第27条第1項第5号については、試験を専門の機関へ依頼する場合
- (4) 条例第27条第1項第6号については、委託業者が手数料の預かりをした場合
- (5) その他の理由により、公益上特に必要であると認められる場合

2 手数料の納付場所については、うるま市水道部営業課とする。

(工事等の変更又は取下)

第12条 給水装置工事の内容の変更又は申請書の取下げをしようとするときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(給水装置の位置)

第13条 給水装置の位置は、工事申込者がこれを指定する。ただし、指定の位置が不相当である場合は、管理者はこれを変更させることができる。

(給水管の構造及び資材の指定)

第14条 条例第8条の規定による構造及び資材は、給水装置の構造及び材質の基準に

関する省令（平成9年厚生省令第14号）に適合するものでなければならない。

（工事費等の算出）

第15条 条例第7条第4項の規定による工事に必要な事項は、次のとおりとする。

- （1） 工事費の積算は、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費その他の経費の合計額とする。
- （2） 前号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- （3） 前2号に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。
- （4） 工事申込者は、設計によって算出した工費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- （5） 前号に規定する概算額の予納金は、工事完了後に精算する。
- （6） 工事申込者が指定期限内に工費を納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。
- （7） 前号の規定により、管理者が給水装置を撤去する場合の費用又損害は、工事申込者の負担とする。

### 第3章 給水

（給水契約の申込み）

第16条 条例第11条に規定する給水契約の申込みは、給水装置工事及び給水申込書により行う。

（給水装置所有者の代理人の選定）

第17条 給水装置所有者が条例第12条の代理人を置かないとき、又は無届けのまま市外に転出したときは、その給水装置の利害関係者の中から管理者が代理人を選定することができる。

（給水装置に関する事務代理）

第18条 給水装置所有者の所在が不明で給水装置に関する事務を処理することができないときは、管理者は、家屋又は土地の所有者、水道使用者その他利害関係者の申請により、所在が判明するまで申請人をして所有者のなすべき事務を代理させることができる。

（水道メーターの設置）

第19条 水道メーターの設置位置は検針及び水道メーターの取替えが容易で、漏水その他管理上支障がないと管理者が認めた位置とする。

2 水道メーターの設置後、水道使用者等の都合で移設しようとする場合は、管理者に届け出るものとする。ただし、その費用は水道使用者等の負担とする。

#### 第4章 料金

(用途の種類)

第20条 条例第21条第1号に規定する営業用の種別は、家庭生活に関係のない目的で使用する場合をいう。

(メーターの検針)

第21条 メーターは、毎月定日に検針する。ただし、やむを得ないときは、定日を変更することができる。

2 前項の場合において、メーターを検針したときは、給水量の検針票を交付しなければならない。

(メーター検針の期間)

第22条 条例第21条の1月とは、メーター検針の翌日から次の検針日までの期間をいう。

(算定基準に相違のある料金の精算)

第23条 料金を納付した後、その算定基準に相違があったときは、翌月分の使用料において精算することができる。

(給水量の認定)

第24条 水道用途の届出が事実と相違するときの料金は、管理者の認定により徴収する。

(用途の認定)

第25条 1個のメーターで料率の異なる2種以上の用途を認定するときは、料率の高い用途を適用する。

(メーターの故障による給水量の認定)

第26条 条例第23条第1号及び第3号の規定による使用水量は、前2月間における使用水量その他の事実を参酌して行う。

(料金の徴収)

第27条 料金その他水道についての納付金は、納入通知書により徴収する。ただし、必要と認めるときは、集金（委託）の方法による。

## 第5章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査）

第28条 条例第35条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1） 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（2） 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

## 第6章 補則

（諸様式）

第29条 この規程による諸届出等の様式は、管理者が別にこれを定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の具志川市水道事業給水条例施行規程（平成10年具志川市水道事業管理規程第1号）、石川市給水条例施行規程（平成10年石川市告示第46号）、勝連町給水条例施行規則（平成2年勝連町企業管理規則

第2号)又は与那城町給水条例施行規程(平成10年与那城町規程第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年8月25日水道事業規程第4号)

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日水道事業規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、改正前のうるま市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年6月15日水道事業規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、改正前のうるま市給水条例施行規程の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和5年7月5日水道事業規程第13号)

この規程は、令和5年7月5日から施行する。